

## 9 酒 税

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成14年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類されている。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しおちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分等及び基準税額（1kℓ当たり従量税率）は次表のとおりである。

種類	品目	基準アルコール分等		基準税額
清酒		15度	140,500円	
合成清酒		15度	79,300円	
	租税特別措置法第87条の3適用分	25度	248,100円	
しおちゅう	しおちゅう甲類			248,100円
	しおちゅう乙類	25度		
みりん		13.5度	21,600円	
	租税特別措置法第87条の3適用分	25度	248,100円	
ビール				222,000円
果実酒類	果実酒			56,500円
	甘味果実酒	12度	98,600円	
ウイスキー類	ウイスキー			409,000円
	ブランデー	40度		
スピリッツ類	スピリッツ			367,188円
	原料用アルコール	37度		
リキュール類		12度	119,088円	
雑酒	発泡酒	麦芽50%以上のもの		222,000円
		麦芽25%以上50%未満		152,700円
		麦芽25%未満		105,000円
	粉末酒			320,500円
その他雑酒	その性状がみりんに類似するもの	13.5度	21,600円	
		租税特別措置法第87条の3適用分	25度	248,100円
	その他のもの	12度	98,600円	

## 2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法
		課税数量	税額	製成数量	販売数量 (消費)	製造場数	販売場数	製造者数	販売業者数	
9-1 酒税関係総括表	酒類の種類別	○	○	○	○					全数調査
9-2 課税状況	"	○	○							"
9-3 製成数量	"			○						"
9-4 販売(消費)数量	"			○						"
9-5 免許場数	酒類の種類別、免許の種類別				○	○	○	○	○	"